

議事要旨(6) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、注記事項に関する論点及び適用時期について審議いただきたい旨の説明があり、その後、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(6)-1から(6)-3]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（適用時期）

- あるオブザーバーより、適用時期については、システム対応の準備等を考慮すると、公開草案の提案通りの適用時期で問題ない旨のコメントがあった。

（取得関連費用）

- ある委員より、次の質問及び意見があった。
 - ・ 取得関連費用のうち、注記を要求する「重要なもの」とは、個々の取得関連費用のうち重要なものを意図しているのか、取得関連費用全体として重要なものを意図しているのかのどちらか。個々の取得関連費用のうち重要なものということであれば、それだけを合算した金額を注記しても有用な情報にはならないではないかと考える。
- また、ある委員より、次の質問があった。
 - ・ 複数の企業結合が行われた場合、「重要なもの」とは、個々の企業結合ごとに判断するのか、それとも全ての企業結合を合算で判断するのかについてお伺いしたい。
- これらの委員の質問及び意見に対して、事務局からは以下のコメントがあった。
 - ・ 当該注記の性格は、将来的なキャッシュフローの見積りに資する情報というよりもコーポレートガバナンスに資する情報という色彩が強いと考えており、個々の重要な企業結合ごとに、重要な取得関連費用を集計して開示を求める方向で検討を進めており、全ての取得関連費用を収集して開示せずとも有用な情報となるのではないかと考えている。ただし、「重要なもの」という表現や合計額のみ記載でよいかについては引き続き検討していきたい。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンスを理由に注記を要求するというのは、最近の我が国におけるIFRSをめぐる状況や、開示フレームワークの議論などを考慮すると理由としては説得力が弱いと感じる。注記を必要とする理由が明確でないから、納得感が無く、本当に必要なのかというコメントが出てくるのではないかと。
- また、ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 取得関連費用は、改正した当初であれば、これまでの取得原価に含める処理との比較

という意味でも重要な情報であると考えられるが、将来的にも重要であるかどうかは疑問である。開示を求めるそもそもの趣旨を検討して最終的に判断していただきたい。

- これらの委員の意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。
 - ・ 取得関連費用の注記を求める理由としては、企業結合の性質や当該取得の財務上の影響を評価するために重要な情報であること、従来も取得原価の内訳として開示されている情報であることなどがあげられる。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 取得関連費用のうち、内部費用については注記に含めないとしているが、その点について IFRS と取扱いが異なるため、その点についても再度検討いただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは以下の回答があった。
 - ・ 内部費用については、複数の案件の検討が行われている場合、個々の企業結合に紐付けて把握するのは実務上困難ではないかと考えている。IFRS との取扱いに差異が出てくるものの、取得関連費用の開示を求める趣旨を勘案すると、内部費用についてまで集計して開示を求める必要性はないのではないかと考えている。

(非支配株主との取引に係る親会社の持分変動の注記)

- 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動の注記について、要因ごと、会社ごとの記載を求めているが、米国基準での実務でもそこまでの開示を行っていない事例もあるので、どこまで詳細な開示を求めるかについても再度検討いただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは以下の回答があった。
 - ・ 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動の注記については、米国会計基準の例を審議事項の資料の中で示しているが、内訳をどこまで開示するかは個々の取引の重要性を考慮して判断するものとなると考えており、文案の検討の中で引き続き検討していきたい。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 親会社の持分変動の注記について、株主資本等変動計算書において総額で記載されるため、不要ではないかと感じているが、専門委員会において有用であるという意見が出ているということであるので、特に反対するものではない。

最後に、新井副委員長から、本日頂戴したご意見を踏まえて引き続き検討を進め、次回以降の委員会では、最終基準に向けた文案とともに検討していただきたい旨の説明がなされた。

以上